

令和7年1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	真野北部地区 (普門・沢の一部・中村の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化により農業従事者が年々減少する中で、地域の担い手（農事組合法人 真野生産組合）への利用権設定が増加傾向にある。しかしながら、担い手である真野生産組合も後継者問題に直面しており早急な対応が必要である。また、農業機械の大型化やスマート農業導入に向けての計画的な設備更新が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き水稻、麦、大豆を主要作物とし効率的で生産性の高い農業に取り組む。
- ・地域の担い手（真野生産組合）を中心に地域内での後継者確保に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
会議等において担い手の取り組みや、地域計画の周知を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手（真野生産組合）が現在取り組んでいる利用権設定方法から、順次農地中間管理機構へ移行し、集積を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
事業は終了済み。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の定年退職者や非農家等多様な人材確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業については引き続き委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
① 鳥獣被害防止策 防護柵の設置を検討				
③ スマート農業 作業の効率化、省力化のためドローン等の購入を検討				